

会員・商工新聞読者・共済・婦人はいずれも大きく後退

大きな強い民商をつくるためにご協力をお願いします

春日井民商だより

春日井市こぶき町一八三
☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六



年度末を迎え、春日井民商の組織現勢は大きく後退しています。

会員は廃業や事業主の死亡等による退会があり20名近い後退となっています。

商工新聞読者・共済会・婦人部いずれも前年度現勢から大きく後退しています。

新年度に入ってから廃業予定との連絡があつた会員も少なくありません。

消費税引き下げ、インボイス廃止、国保値上げ中止にも大きな民商が必要

インボイス登録により消費税の課税業者になった会員は25年がはじめての1年分の申告になり、納税額が昨年の数倍に。登録をやめるといふ声も出ています(ただし今、登録取りやめの手続きをしても、来年は今年1年分の申告が必要です)。

物価高騰が続く中で、最も効果的な対策は消費税減税です。残念ながらこのことは国会でもマスコミでもほとんど取り上げられることはありません。

国保の値上げは春日井市だけでなく全国の多くの自治体ですすめられています。

このような問題を市民に知らせ、国や自治体に届けるためには大きな民商をつくっていくことが必要です。まわりの業者に民商を知らせて、組織を大きくするために皆さんのご協力をお願いします。

四月二十日(日)は拡大統一行動支部ごとにリウマきを行う予定です

消費税廃止各会連絡会が

議員要請と院内集会

3月24日(月)消費税廃止各会連絡会の呼びかけで国会議員要請と院内(署名提出)集会が行われ80名が参加春日井からは森山会長とインボイスの会の生田さんが参加しました。(以下は森山会長からの報告です)午前10時より生田さんと第一議員会館(衆議院)を訪

問。事前に連絡していた上村英明議員(れいわ所属)と15分程度話が出来ました。インボイス・消費税減税で意見交換し紹介議員になることを了承してもらい春日井民商の署名も受け取ってもらいました。

立憲は議員に伝えますとのこと、自民・維新は相変わらずの対応で面会できませんでした

午後一時からの署名提出集会には挨拶で共産(小池・本村議員)、れいわ(上村・八幡議員)、立憲(高松議員)がそれぞれ情勢を話されました。活動報告で愛知インボイスの会の廣瀬・生田さんがこれまでの愛商連との活動を報告し引き続き活動を強めていきたいと報告がありました

集会では次の行動提起がありました。

一、署名・対話で宣伝行動を広める
二、実態アンケート(消費税・インボイス) 目標1万
三、国会議員・県議員等への要請行動(現在、国会議員の賛同51名)

集会終了後、午前中訪問出来なかった藤原議員(立憲)を訪問、懇談しインボイス中止が絶対必要と話が進みました

今回はいつもと違い共産党以外の議員と懇談出来たのは大変良かったです。参議院選挙に向けて候補者の訪問が必要と思いました。



藤原議員と愛知からの参加者

倉敷民商弾圧事件 公判再開は5月14日水に補屋さんの無罪を勝ち取るために

新署名に取り組もう

3月19日(水)に行われた弁護士団・裁判所・検察による三者協議で倉敷民商弾圧事件の補屋さんに対する公判が5月14日(水)に再開されることになりました。

二〇一八年に旧第一審の有罪判決が高裁で破棄差し戻され、5年の空転の後、23年7月から始まった公判は24年3月の5回までで検察側立証が終了し、弁護側立証に移るはずでした。しかし検察側から「証拠の整理」としてさらに引き延ばしがされ、公判が開かれることなくさらに1年が空転。やつと今回、公判が再開されるという異常な事態となっています。

公判が開かれなかったのは

検察と裁判所の責任

差し戻し審がこのように異常な事態となっている原因は検察にあります。本来、刑事裁判では起訴前に被告人を有罪とすべき証拠を持って裁判を提起します。しかし、倉敷民商弾圧事件は、本来起訴できないものを無理矢理「事件」に仕立て上げたものであることから証拠構造も脆弱なものであったのです。

検察は差戻になってやつと証拠の「整理」をはじめ、公判では、有罪を証明しようとした証人尋問でも十分な成果が得られず、また空転が続くという事態に陥りました。

重要なことは、検察のこのような失態を裁判所が容認してきたことです。

憲法37条には「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」とありますが、岡山地裁の訴訟指揮は検察側に肩入れをした公正でないと言われても仕方のないものでした。

新署名で裁判所に無罪を迫ろう！

倉敷民商弾圧事件全国連絡会では、弁護側立証にあわせて弁護側の請求する証拠・証人を採用することを求める裁判所宛の新署名を提起しています。

これまで署名に協力していただいた方も改めて新署名へのご協力をお願いします。(新署名は今週の商工新聞に折り込んであります)

消費税の申告納期限は

三月三十一日(月)です

期限を過ぎると加算税がかかります。消費税申告がまだの方は忘れずに申告を

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀